

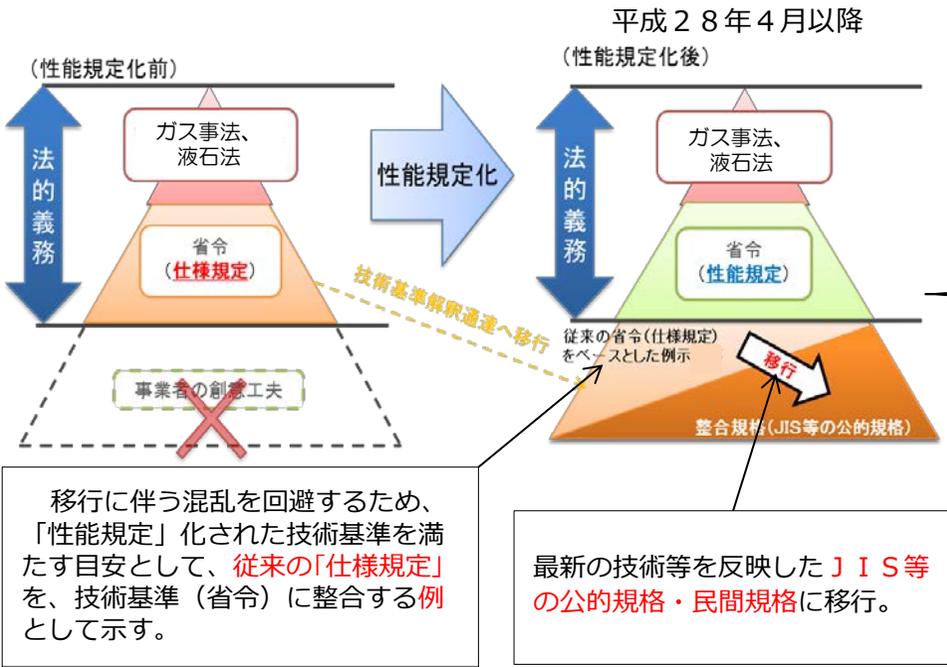
# ガス用品・液化石油ガス器具等の 性能規定化と今後の制度整備

平成28年6月30日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
製品安全課

# ガス用品等の性能規定化

- ガス事業法及び液石法の省令では、国が品目毎に具体的な寸法や形状等を定める「仕様規定」の形で、ガス用品等の技術的な基準を定めていた。
- 企業の新技術・製品の開発を円滑化する観点から、現行の「仕様規定」を改め、**安全確保に必要な性能を定める「性能規定」化のための見直しを実施し、平成28年4月に改正省令を施行した。**
- 技術基準を満たす目安として、従来の「仕様規定」を省令に整合する例として国が示しているが、最新の技術や製品を反映させたJIS等公的規格を整合規格として積極的に活用していく。

性能規定化のイメージ図



整合規格策定スケジュール

品目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
瞬間湯沸器		JIS改正作業			整合規格化作業
バーナー付き ふろがま		JIS改正作業			整合規格化作業
ガスこんろ (家庭用)		JIS改正作業			整合規格化作業
ガスこんろ (業務用)		JIS改正作業			整合規格化作業
カートリッジ ガスこんろ	JIS改正作業		整合規格化作業		
ストーブ (ガスストーブ)		JIS改正作業		整合規格化作業	整合規格化作業
ストーブ (組込型)	JIS改正作業		整合規格化作業		
圧力調整器		JIS改正作業		整合規格化作業	
高圧ホース 低圧ホース		JIS改正作業		整合規格化作業	
対震自動遮断器		JIS改正作業		整合規格化作業	整合規格化作業
ガス栓		JIS改正作業		整合規格化作業	
警報器	KHKS改正作業	整合規格化作業			

※上記以外の品目についてはJIS化の可否も含めて検討中

# ガス用品等の整合規格制定プロセス

- 整合規格案は、JIS等の公的規格及び民間規格をベースに民間団体において策定される。
- 民間団体から提案を受けた整合規格案が、ガス事業法及び液石法の省令（性能規定）に整合し、審査基準を満たす場合、整合規格として公表し、製品安全小委員会にて報告を行う。

## 1. 整合規格案の省令（性能規定）への適合性を確認する体制

民間団体が作成し、国（事務局）に提出された整合規格案について、ガス事業法又は液石法の省令（性能規定）に整合し、内規で定める審査基準を満たすことが確認された場合、国は整合規格として公表する。

（整合規格の策定及び確認プロセス）

### （1）民間団体による整合規格案の策定

整合規格案は、JIS等の公的規格又は民間規格をベースに策定され、民間団体から国（事務局）に提案される。

### （2）事務局による確認

提案された整合規格案が、省令（性能規定）に整合しているか、審査基準を満たしているかの確認を国（事務局）が行う。これらの条件を満たす場合には整合規格として公表する。

### （3）製品安全小委員会への報告

整合規格について、製品安全小委員会にて報告を行う。

（1）民間団体  
（整合規格案の策定）

整合規格案  
（JIS等の公的規格・  
民間規格をベース）

（2）事務局に  
よる確認

整合規格案

（3）製品安全  
小委員会へ  
の報告

公表

整合  
規格

整合規格の策定及び確認プロセス（イメージ）

## 2. 審査手順等を明確にする内規の概要

審査手順及び審査基準を明確化する内規の制定を予定。構成としては次案のとおり。

（案）

### I. 審査手順

民間団体から提出された案について、整合規格として採用する手続き（左図の（1）～（3）等）を明確化

### II. 審査基準

以下の項目を審査基準として定める

- （1）省令との整合性
- （2）規格の公共性
- （3）策定プロセスの公平性及び公開性
  - ①委員会の運営方法の文書化
  - ②委員会が満たすべき基準
    - a. 委員会の構成等
    - b. 委員の任期、会議の成立条件、決議方法
    - c. 議事録の策定
    - d. 意見の適切な処理
    - e. 審議の公開方法
  - ③異議申立ての処理手順
- （4）仕様規定となっていること
- （5）技術的妥当性について説明可能であること
- （6）作成言語